

二宮町中小企業等事業継続支援金

第3弾!

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が一定程度減少している町内事業者に対し、支援金を支給し事業の継続を支援します。

○支給要件

※昨年実施した第2弾とは支給要件や支給額が異なりますのでご注意ください。

令和3年11月から令和4年3月までの月間売上が、平成30年から令和2年のいずれかの年の同月と比較して、減少率5%以上の月があること。

(開業後間もないなど売り上げ比較が困難な場合は別途要件があります。)

※**時短営業等にかかる神奈川県拡大防止協力金受給者も本支援金の対象となります。**

(**県拡大防止協力金は対象月の売上に含めます。**)

○支給額

令和3年11月から令和4年3月の各月売上を、平成30年から令和2年の各年の同月売上と比較し、このうち最大の減少率を用いて、以下のとおり支給します。

① **減少率5%以上 30%未満の【法人】:15万円**

② **減少率5%以上 30%未満の【個人】:10万円**

③ **減少率30%以上 または国の事業復活支援金受給の【法人・個人】:5万円**



<支援金等まとめ>

売上減少率		国支援	県支援	町支援	最大受給額 (県支援分除く)
名称		事業復活支援金	感染症拡大防止協力金	事業継続支援金【第3弾】	
30%以上	50%以上	【法人】100～250万円 【個人】50万円 (最大額)	【飲食店のみ】 売上減少率問わず 時短営業等協力店 4万円/日 など (対象期間: R4.1.21～3.21)	5万円	【法人】105～255万円 【個人】55万円
	30%以上 50%未満	【法人】60～150万円 【個人】30万円 (最大額)			【法人】65～155万円 【個人】35万円
5%以上30%未満	—	—		【法人】15万円 【個人】10万円	【法人】15万円 【個人】10万円

○対象事業者

- (1) 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第3項に規定する小規模企業者。
- (2) 令和3年10月末日までに町内で事業所を営んでおり、令和5年以降も継続して町内で事業活動を行う意思がある事業者。
- (3) 個人事業主の場合、事業収入が事業収入以外の収入(公的年金収入を除く)より多い方。
- (4) その他、町税を完納していることなど。

↑ 以上の条件を全て満たす中小企業者が対象となります ↑

(裏面につづく)

○申請期限

令和4年9月30日(金)まで ※当日消印有効

○申請方法・問合せ先

※要件の確認などは下記担当課へお気軽にお問い合わせください。

申請書類等のすべてを次の送付先へ郵送してください。

送付先:〒259-0196 住所の記載不要(左記の郵便番号記入で不要となります)

宛 先:二宮町役場 産業振興課 商工観光班 行

TEL:0463-71-5914(直通)

※提出書類の様式や要件の詳細等は二宮町ホームページ↓からご確認ください。
(ホームページには、各様式の記載例なども掲載しています。)

<http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/sangyoshinko/shokokanko/oshirase/1633567117147.html>



申請お忘れなく!

経済産業省実施 **事業復活支援金**

二宮町の本支援金の交付基準で、**減少率が30%以上の事業者は、国の「事業復活支援金」の交付対象となる可能性があります。必ずご確認ください。**

申請期限:5月31日(火)

※申請前に必要な登録確認機関による
事前確認の実施は5月26日(木)まで

事業復活支援金事業 コールセンター

お問合せ: 0120- **789-140**

事業復活支援金
事業特設サイト

